特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等に基づく、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する事務 ・要介護（要支援）認定に関する事務 ・保険給付に関する事務 ・保険料の賦課・徴収及び還付に関する事務 なお、保険給付等および保険料還付において公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を照会し回答を得るため、受領者は口座情報の届出が不要となる。
③システムの名称	（システム標準化前）介護保険システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム （システム標準化後）介護保険システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外者宛名番号管理機能

2. 特定個人情報ファイル名
介護保険ファイル、個人住民税ファイル、住民基本台帳ファイル、国民健康保険資格ファイル、収納管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表100の項 番号法別表の主務省令で定める命令第50条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携（照会）番号法第19条第8号別表100の項 情報連携（提供）番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表2、15、42、69、80、86、87、115、125、132、144の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護福祉課
②所属長の役職名	介護福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所　企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551　青森県弘前市大字上白銀町1番地1 TEL.0172-40-0205　FAX.0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所　福祉部　介護福祉課　介護保険料係 〒036-8551　青森県弘前市大字上白銀町1番地1 TEL.0172-40-7049　FAX.0172-38-3101

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［ ○ ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二93,94項	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二93,94の項	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5. ①部署	健康福祉部介護福祉課	福祉部介護福祉課	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-5. ②所属長	介護福祉課長　三上　誠	介護福祉課長	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-7. 請求先	経営戦略部　法務契約課　文書・法規担当 TEL　0172-35-1137	企画部　法務文書課　法務文書係 TEL　0172-40-0205	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ-8. 連絡先	健康福祉部	福祉部	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-1. いつ時点の計数か	平成28年9月30日　時点	平成31年3月31日　時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2. いつ時点の計数か	平成28年9月30日　時点	平成31年3月31日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システム名称	介護保険システム	介護保険システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和3年3月11日	Ⅰ-2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険ファイル、個人住民税ファイル、住民基本台帳ファイル、国民健康保険資格ファイル、収納管理ファイル	事後	
令和3年3月11日	Ⅰ-3. 個人番号の利用	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ-1. 対象人数	平成31年3月31日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅱ-2. 取扱者数	平成31年3月31日　時点	令和3年1月1日　時点	事後	
令和3年3月11日	Ⅳ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第7号別表第二93,94の項	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表第二93,94の項	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-1. 対象人数	令和3年1月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和3年1月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の68の項 番号法別表第一の主務省令で定める命令第50条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表100の項 番号法別表の主務省令で定める命令第50条	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-4. ②法令上の根拠	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表第二93,94の項 情報連携(提供)番号法第19条第8号別表第二2、11、26、42、、56の2、61、62、80、87、94、108の項	情報連携(照会)番号法第19条第8号別表100の項 情報連携(提供)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表2、15、42、69、80、86、87、115、125、132、144の項	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-1. 対象人数	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-11. もっとも優先度が高いと考えられる対策		全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-1. ②事務の概要	介護保険法に基づく、被保険者の管理、認定、給付、保険料賦課等の事務	介護保険法等に基づく、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ・被保険者の資格管理に関する事務 ・要介護(要支援)認定に関する事務 ・保険給付に関する事務 ・保険料の賦課・徴収及び還付に関する事務 なお、保険給付等および保険料還付において公金受取口座での受取希望が生じた都度、公金受取口座情報を照会し回答を得るため、受領者は口座情報の届出が不要となる。	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-1. ③システムの名称	介護保険システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	(システム標準化前)介護保険システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム (システム標準化後)介護保険システム、個人住民税システム、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、収納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住登外者宛名番号管理機能	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1. 対象人数	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2. 取扱者数	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	